

第3節 弔慰金等の給付

(香典)

第8条 会員またはその家族が死亡したときは、次により香典を給付する。なお、妊娠4ヶ月経過後の死産、流産については子供の死亡として香典を給付する。

会	員	金額	200,000円											
配	偶	者	金額	100,000円										
子		供	金額	50,000円										
父	母	・	配	偶	者	の	父	母	金額	30,000円				
同	居	の	祖	父	母	・	孫	・	兄	弟	姉	妹	金額	20,000円

(遺児奨学金)

第9条 加入期間が5年以上の一般会員が、扶養していた遺児を残して死亡した場合、その遺児に対し高校を卒業する月まで次の奨学金を給付する。

幼稚園・保育園児	月額	10,000円
小学生	月額	13,000円
中学生	月額	16,000円
高校生	月額	20,000円

2 前項の死亡時現在、未就学の遺児の場合は、幼稚園・保育園に入園した月から給付する。